

第 19 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和 2 年 1 2 月 2 5 日 (金)

開催場所 菖蒲総合支所 4 階第 1 集会室

開会時刻 午後 2 時 3 0 分

閉会時刻 午後 3 時 4 1 分

第 19 回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 会長提出議案上程

議案第 78 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 79 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 80 号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第 81 号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

第 5 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 6 報告第 85 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について

報告第 86 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 87 号 農地法第 5 条の許可取消しについて

報告第 88 号 農地法第 3 条規定による許可申請取下願について

報告第 89 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 90 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

第 7 協議事項

第 8 農政問題に対する質疑・応答

第 9 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	岩 崎 長 一 君	会長代理	木 村 信 一 君
2 番	杉 田 孝 行 君	3 番	吉 岡 憲 一 君
4 番	稲 生 裕 君	5 番	籠 宮 博 君
6 番	原 田 典 男 君	7 番	蔵 口 哲 夫 君
8 番	川 鍋 優 君	9 番	井 野 重 明 君
10 番	早 野 公 夫 君	11 番	長 谷 川 勲 君
12 番	岡 田 武 君	13 番	木 村 実 君
14 番	塚 越 賢 二 君	15 番	横 田 義 明 君
16 番	鈴 木 好 雄 君	17 番	渡 辺 敏 男 君

欠席委員 1名

1 番 矢 野 学 君

推進委員

久喜 1	平 林 勝 博 君	久喜 3	砂 川 喜 義 君
久喜 5	柿 沼 正 男 君	久喜 6	金 子 保 君
栗橋 2	平 井 秀 昌 君	栗橋 6	遠 藤 正 幸 君

事務局

事務局長	榎 本 浩 二	係 長	大 内 康 範
主 任	黒 須 一 宏	主 事	横 山 玲 央

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） それでは、第19回農業委員会総会を始めます。

皆さんご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、まだ矢野委員さんがお見えにはなっておりませんが、定刻になりましたので始めさせていただきますと思います。

初めに、岩崎会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。3番、吉岡委員、4番、稲生委員、よろしく願いいたします。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 続きまして、経過報告でございますが、今月は新たな経過報告はございません。農業委員さんのほうから、皆様に周知しておくべき事項等がございましたら、ご報告を願います。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 何かあれば、また最後にでもお願いしたいと思います。

◎議案第78号

○会長（岩崎長一君） それでは、日程第4、議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

大内係長、よろしく願いします。

○係長（大内康範君） それでは、3条につきまして個別にご説明させていただきます。

議案書の4ページ、御覧いただければと思います。まず初めに、申請書番号が202309番でございます。譲受人、譲渡人とも菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の田1筆、991平米でございます。権利の内容につきましては、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を100アール、野菜を77アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

なお、取得後につきましては、水稻の作付を行う予定ということでございます。

続きまして、申請書番号202310番、譲受人は菖蒲町小林に事務所を置き、平成23年から農作物の生産、販売等を行っている法人でございます。譲渡人は、埼玉県農林公社となっております。農林公社によります農地売買事業による案件でございます。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の田1筆、1,327平米でございます。権利の内容につきましては、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人であります法人は、現在水稻7,913アール、野菜を958アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

なお、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号が202311番でございます。譲受人、譲渡人とも菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の田5筆、畑13筆、合計2万2,992.6平米でございます。権利の内容につきましては、贈与によります親子間での所有権の移転でございます。申請の事由は経営の移譲でございます。譲受人は、現在、水稻を219アール、野菜を62アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

なお、取得後につきましては、水稻及びトマトの作付を予定しているということでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いをいたします。
はい。

○14番（塚越賢二君） 14番、塚越です。12月20日、木村委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号202309番。当該申請地は、久喜市立菖蒲南中学校から東に直線で約400メートルほどの稲作地帯に位置しております。農地の状況は、田で水稻の収穫後で耕うんされておりました。譲受人世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われまます。

次に、申請書番号202310番。当該申請地は、菖蒲消防署から西に1.8キロメートルほどの稲作地帯に位置しております。農地の状況は田で、水稻の収穫後で耕うんはされておりました。譲受人世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われまます。

次に、申請書番号202311番。当該申請地は、久喜市立小林小学校から北に直線で約300メートルほどの申請者自宅周辺に点在しております。贈与による所有権移転する農地の状況は、畑と田で、畑は主にビニールハウス、田は水稻の作付とのことです。ビニールハウス内ではトマトの栽培中で1月中には収穫が始まるとのことです。譲受人世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われまます。

以上、3案件については申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの塚越委員からの調査報告につきまして、質問をお受けをいたします。

長谷川委員。

○11番（長谷川 勲君） 11番、長谷川です。申請書番号202311の件なのですがすけれども、経営移譲の件なのですがすけれども、うちのほうでも何人かちょっと経営移譲が必要なのがいるのですがすけれども、この権利内容、贈与なのですがすけれども、これが一番ベストなのかと思うのですがすけれども、これで贈与税なんかかかってこないのでしょうかね。

○会長（岩崎長一君） 大内係長。

○係長（大内康範君） 今の質問なのですがすけれども、通常、今長谷川委員さんがおっしゃるように、売買ではなくて贈与にすると、私も税金ちょっと詳しくないのですけれども、贈与税がかかってくるので、こういう案件はありません。この方にもその話はしました。ただ、この方は、今、譲渡人でいらっしゃるこの譲受人の父親の方も、やはり同じような形で、何十年か前の話ですかね、贈与ということで受けていまして、この後、別に贈与税の納税猶予という申請をする予定です。ですので、それが確定するまでに、これから20年かかるのですがすけれども、それが確定すれば贈与税は発生しないという手続を取る予定です。

○11番（長谷川 勲君） はい。分かりました。

○会長（岩崎長一君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） ないようでございますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第79号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、議案書の7ページ、御覧いただければと思います。個別にご説明させていただきます。

まず初めに、申請書番号が201517番でございます。譲受人は六万部在住の方、譲渡人は下清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、下清久地内の畑2筆、合計283.08平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、市内の兄が所有する居宅にて兄とともに暮らしておりますが、近々兄が結婚することとなり、相手の方が現在の居宅に引っ越してくること、また譲受人自身も結婚前提のパートナーが現れたことから、将来のことを考え、現在の居宅から近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号201528番。譲受人は、東京都に本店を置き、昭和16年から建設業等を行っている法人でございます。譲渡人につきましては、所久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、六万部地内の田2筆、合計243平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります高速道路に係る橋脚等の耐震補強工事に伴う資材置場兼作業場設置のための一時転用でございまして、転用期間は8か月間となっております。農地の区分につきましては、農用地区域でございますが、橋脚工事のための一時的な利用に供するために行う転用でございますので、農地法施行令第11条の規定に基づきまして不許可の例外が適用されるものでございます。譲受人であります法人は、現在、NEXCO東日本から申請地付近にあります東北自動車道に架かっております橋脚の耐震補強工事を受注しておりまして、今回が申請地付近における今年度3回目の一時転用の許可申請となっております。今回の申請内容につきましては、工事に当たりまして、使用する重機の作業スペースや工事に当たり発生する付近を掘削した際の土砂の仮置場が必要となることから、当該申請地を一時的に使用することを計画し、申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております、残高証明書も添付されてございます。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号201529番。譲受人は蓮田市在住の方、譲渡人は久喜中央1丁目在住の方となっております。

土地の表示につきましては、上清久地内の畑1筆、387平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、市外の賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから将来のことを考え、父親が所有しており、妻の実家からも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額武蔵野銀行からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号201530番。譲受人は栃木県佐野市在住の方、譲渡人につきましては上早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、上早見地内の畑2筆、合計193.82平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、栃木県内の賃貸住宅にて妻とともに生活しておりますが、勤務先であります会社の本店が埼玉県内にあり、転勤する可能性が高いことや将来のことを考え、妻の実家の隣地であります当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額武蔵野銀行からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号201531番。譲受人は上内在住の方、譲渡人につきましては古久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畑2筆、合計347.55平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、市内の賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、将来のことを考え、父親が所有しており、実家の隣地であります当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額武蔵野銀行からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号203506番。譲受人は南栗橋3丁目在住の方、譲渡人は北広島在住の方となっております。土地の表示につきましては、北広島地内の畑1筆、325平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、市内の賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、手狭になってきたことから、将来のことを考え、父親が所有しており、実家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額夫からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号204525番。譲受人、譲渡人とも東大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑1筆、8.26平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります住宅敷地拡張のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、当該申請地隣地の居宅にて夫とともに生活しておりますが、現在の駐車スペースが狭く、道路からの出入りが大変であることから、居宅の隣地であります当該申請地を転用することで駐車スペースを拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっ

ております。

続きまして、申請書番号が204527番でございます。譲受人は、鴻巣市在住の夫婦2名の方、譲渡人は八甫1丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫1丁目地内の畑1筆、450平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、昨年結婚し、現在市外の賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、手狭になってきたことから、将来のことを考え、妻の父親が所有しており、実家の南側にあります当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉縣信用金庫からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号204529番、譲受人は上尾市在住の方、譲渡人は羽生市在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑2筆、合計479平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、市外の知人宅に息子とともに住まわせてもらっておりますが、今後も継続して住まわせてもらうことができないため、安定した生活を送ることを考え、父親が所有し、幹線道路や親族宅からも近い、当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額譲渡人であります父親からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま9件の説明に関連をして、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明を順次お願いいたします。

○18番（木村信一君） 18番、木村です。12月20日曜日に川鍋委員と一緒に現地調査いたしました。

まず、申請書番号201517。場所は、アリオから西へ約500メートルぐらいのところ。現況、畑でした。東側が畑、西側が畑、南側が市道、北側が畑です。汚水は、一応本下水に接続予定になっていました。それと、宅内に雨水ますを設置し、畑側は低いですけれども、マウントアップして一応雨水をこぼれるのをなくすような設計になっていました。被害を及ぼすことはないかなということです。

それから、申請書番号201528。場所は、久喜のライスセンターから西へ約400メートルぐらいのところ。現況は、地目は田なのですが、保全管理されておりました。それで、東側が水路、西側が道路、南側が田、北側が田。これで周りを全部仮囲いをして、あと田んぼ側は何か手掘りの側溝ですか、掘って、雨水等が田んぼに行かないようにして、あと出た残土等に関しては一応下にシートを敷いて、上にブルーシートを敷いて、あと土のうを置くという形になっておりますので、そんなにオーバブリッジの耐震補強ですので、そんなに土砂等が出ることは余りないと思いますが、被害は及ぼすことはないのではないかと思います。

それから、申請書番号201529。場所は、元東京理科大から北へ300メートルぐらいのところ。現況は、畑で野菜を作っていました。東側が墓地と住宅、西側が畑、南側が県道、北側が畑。ここは、まだ集落排水はやっていなかったのです。だから、合併浄化槽を設置し、県道の側溝に放流と書いてありました。また、雨水ますを設置するということでした。あと、コンクリートブロック3段で囲いをするということになっていましたので、被害を及ぼすことはないのではないかと思います。

それから、申請書番号201530。場所は、久喜市新総合病院の北へ約100メートルぐらいのところ。現況は、畑、東側が市道、西側が住宅、南側が市道、北側が畑です。合併浄化槽でやっぱりここも総合病院のすぐ隣の道路なので

すけれども、本下水に入っているのだけれども、つなげなかったとか何か。ここのときは、譲渡人の方とちょうどお話をできていろいろ話をさせていただきました。それから、周り、雨水は一応雨水ますを設置しますが、北側は畑です、コンクリートブロックで防除するという事です。それと、この譲受人側とも敷地が同じところなのですよね。地番は違うのですけれども。だから、そこの中なんで別に、たしか、奥さんが言った、奥さんの親ですかね、だから、別段被害はないのではないかと思います。

それから、申請書番号201531。ここは、久喜駅から北へ約2キロ弱ぐらいですか、現況は畑です。東側が住宅、西側が住宅、南側が畑、北側が市道。この場所も譲渡人さんがいらっしゃって、一緒に一応話をさせていただきました。ここも、やっぱり合併浄化槽しかない。合併浄化槽を南側の水路へ、ちょっと距離があるのですが、そこへ流すということでした。それと、周りが一応その譲受人の家のブロックと、あと隣の住宅のブロックで。だから、南側にコンクリートブロック4段積んで、一応防除するというのですか、あと雨水ますを設置するという事で、被害を及ぼすことはないと思います。

以上5件なのですけれども、許可相当と判断しました。よろしくお願ひします。

○会長（岩崎長一君） どうぞ。

○15番（横田義明君） 15番、横田です。12月21日に蔵口委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請番号203506番、申請地は東武日光線の南栗橋から西に約700メートルの位置にあります。市街化区域に隣接しています。現況は、畑でした。きれいに耕うんされていました。周囲は、北が宅地、南側が市道、東側が畑、西側が畑となっております。被害防除については、申請地の周囲はコンクリートブロック擁壁の計画となっております。排水については、合併浄化槽を設置し、南側の久喜市管理の排水路に接続する計画となっており、隣接農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、この案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当だと判断いたしました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 蔵口委員。

○7番（蔵口哲夫君） 7番、蔵口です。横田委員と一緒に12月21日に現地調査を行いましたので、報告いたします。

まず、申請書番号204525。申請地は、桜田小学校、桜田小学校というのは東鷲宮駅から約900メートルぐらい南のほうですね、があるところのすぐ裏側の畑と住宅に囲まれているところに位置しておりました。周囲は、北側が市道、東側は住居、南側は畑、西側も畑となっておりました。申請地は、事務局からありましたように、細長の狭い8.26平米の畑の更地をブロック塀をちょっと三、四十センチほど高くするためだけの案件ですので、被害防除、その他は全く変更ありません。

次に行きます。今度は申請書番号204526。申請地は、鷲宮総合支所から東に1,300メートルほどの畑の中に位置しております。周囲は、北側が畑、東側は半分宅地で半分畑、南側は市道、そして西側も市道となっております。申請地の450平米の現状は、畑で更地になっていました。被害防除については、周囲にコンクリートブロック2段、3段、4段と状況に合わせて積み上げて設置する計画になっており、排水についても合併浄化槽を道路の側溝につなぐ予定になっております。

次に行きます。申請書番号、204529。申請地は、東鷲宮コミュニティセンターから北に600メートルほどの畑の中に位置しております。周囲は、北側が市道、東側は畑、南側も畑、西側は市道になっておりました。申請地479平米の現状は、畑で更地になっておりました。被害防除については、周囲にコンクリートブロック4段積みを設置する計画になっており、排水についても合併浄化槽を設置し、既存の水路に接続するという事になっております。

以上3案件については、申請書及び現地許可相当と考えられますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員から9件の報告がございました。全体を通じましての質問をお受けをいたします。

木村委員。

○13番（木村 実君） 13番、木村です。ちょっと申請書番号201530の字型と、建物の配置等々の図で太線の部分と、このくらい細線の車が3台並んでいる絵がございますけれども、この部分はどういうふうな。

○会長（岩崎長一君） 大内係長。

○係長（大内康範君） 簡単に言いますと、開発区域としてはこの太線ではない駐車スペースも入っているのですが、そこが地目が宅地なので、うちの農業委員会にかけるとしてはこの太線の中だけがかけていただいていると、そういうことでございます。

以上です。

○13番（木村 実君） 分かりました。ありがとう。

○会長（岩崎長一君） ほかに。

○3番（吉岡憲一君） ちょっといいですか。

○会長（岩崎長一君） 吉岡委員。

○3番（吉岡憲一君） 申請書番号204529で、今委員さんから説明があったのですが、排水が既存の水路というのは、既存の水路というのとはどこら辺に。

○会長（岩崎長一君） 事務局。

○係長（大内康範君） 排水は、この建てようとしている申請地の北側に親族の家がありまして、その最終マスにつなげてしまうという形になっております。

○3番（吉岡憲一君） はい。分かりました。

○会長（岩崎長一君） ほかに。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、質問がないようでございますので、打ち切ります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第80号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第80号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、議案書の13ページを御覧いただければと思います。今月は、44件の申出を受け付けておりまして、うち新規案件は20案件でございます。

それでは、新規案件についてのみご説明させていただきます。

まず初めが、申請書番号が久の27番でございます。利用権を設定する農地は、六万部地内の畑1筆、1,439平米でございます。借手は六万部在住の方、貸手は上清久在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定でございまして、普通畑2年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号が久の30番でございます。利用権を設定する農地は、所久喜地内の畑2筆、合計2,021平米でございます。借手は六万部在住の方、貸手は所久喜在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定でございまして、普通畑5年間を予定しているものでございます。賃借料につきましては、今回再設定であります久の29番を含めまして、全部で玄米540キロということでございます。

続きまして、申請書番号、久の43番。利用権を設定する農地は、太田袋地内の田1筆、2,001平米でございます。借手は太田袋在住の方、貸手は白岡市在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定でございまして、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久の46番。利用権を設定する農地は、樋ノ口地内の田3筆、合計2,334平米でございます。借手、貸手の方とも樋ノ口在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定でございまして、水稻作付10年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久の49番。利用権を設定する農地は、太田袋地内の畑6筆、合計5,175平米でございます。借手は、吉羽5丁目に事務所を置き、今年から農業と福祉施設を運営している法人でございます。貸手は、太田袋在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定でございまして、普通畑3年間を予定しているものでございます。賃借料は、全部で4万5,000円となっております。

続きまして、申請書番号、久の53番。利用権を設定する農地は、下清久地内の田1筆、1,001平米でございます。借手は上清久在住の方、貸手は下清久在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定でございまして、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久の54番から65番につきましては、借手が同じ農林公社のため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、青毛、上清久ほか久喜地区内の畑53筆、合計3万2,812.97平米でございます。借手は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は青毛在住の方ほか11名となっております。農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定でございまして、普通畑6年間を予定しているものでございます。賃借料につきましては、反当7,000円となっております。

続きまして、申請書番号、菖の100番。利用権を設定する農地は、菖蒲町小林地内の畑4筆、合計4,895平米でございます。借手は菖蒲町小林に事務所を置く法人、貸手は同じく菖蒲町小林在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定でございまして、普通畑3年間を予定しているものでございます。賃借料は反当3,000円となっております。

続きまして、申請書番号、栗の16番。利用権を設定する農地は、小右衛門地内の田1筆、546平米でございます。借手は小右衛門在住の方、貸手は栗橋中央2丁目在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定でございまして、水稻作付3年間を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明でございまして、今月の利用権設定面積は、新規、再設定合わせまして、全体で180筆、面積は、合計が15万3,156平米でございます。

説明は、以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思っております。なお、

久喜の54番から65番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、説明は省略いたします。

まず初めに、久喜の27番及び30番の借手につきましては、久喜3地区の砂川推進委員さんよりお願いをいたします。

○久喜3（砂川喜義君） 久の27番ですが、今回、利用権を設定する農地の借手の方は、六万部在住の方で水稻、約320アールを耕作しており、良好に管理されております。また、地域の関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動をされております。適正に耕作されると思われれます。

続きまして、久の30番です。今回、利用権を設定する農地の借手の方は、この方も六万部在住の方で、水稻、梨、麦を約240アール耕作しており、良好に管理しております。また、地域との関係も問題なく、地域の中心となる担い手として営農活動をされている方でございまして、適正に耕作されると思われれます。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、久喜の43番の借手につきましては、久喜5地区の柿沼推進委員さんよりお願いをいたします。

○久喜5（柿沼正男君） 久喜43に関してご報告申し上げます。今回、利用権を設定する農地は、借手の方は太田袋にお住まいの方で、現在、梨を主に、野菜、水稻で150アール耕作しており、全て良好に管理されております。また、現在は農家組合長として地域の中心となる担い手として営農活動をされております。なお、トラクター、田植機、コンバイン等は共同になっておりますが、問題はないと思われれます。

以上、よろしく申し上げます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、久喜の46番の借手につきましては、久喜6地区の金子推進委員さん、よろしくお願いいいたします。

○久喜6（金子 保君） 推進委員の金子です。今回の利用権設定する農地の借手の方は、樋ノ口にお住まいの方で、現在は水稻を耕作しており、全て良好に管理されております。地域関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動をされております。

以上で報告、終わります。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、久喜の49番の借手につきましては、法人のため事務局よりお願いいいたします。

○係長（大内康範君） 申請書番号、久の49番でございます。借手の法人につきましては、吉羽5丁目に事務所を置き、今年の3月から障害のある方たちに農作業を行ってもらう事業所を開設した法人でございます。今回が法人として利用権を設定するのは初めてでございますが、今回借りる予定の農地につきましては、以前から法人代表者が個人として利用権を設定し、耕作していた農地でございまして、その土地を新たに法人として借り受けるということでございます。農機具等につきましても、農家世帯であります法人代表者が保有するものを使用しながら営農活動をされていくということでございまして、今後は農作業をメインとした福祉サービス事業を展開していくということでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、久喜の53番の借手につきましては、久喜の1地区の平林推進委員さん、よろしくお願いいいたします。

○久1（平林勝博君） 今回、利用権を設定する農地の借手は、下清久にお住まいの方で、現在1,300アールほど大きな、大規模な農地を耕作しております。主に水稻なのですが、家族4人ということで大々的にやられている方でございまして、問題ないです。地域との関係は、下清久においてはかなり大きな、大規模な、農業経営ということで、地域

中心となる担い手としても、十分な営農活動も意欲的にされているというふうに。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、菖蒲100番の借手につきましては、法人のため事務局よりお願いをいたします。

○係長（大内康範君） 申請書番号が菖の100番でございます。借手の法人につきましては、菖蒲町小林に事務所を置き、平成23年から農業を行っている法人でございます。借手の法人につきましては、現在、水稻及び野菜を8,871アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、借手の法人につきましては地域の中心となる担い手として営農活動をされております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、栗橋16番の借手につきましては、栗橋2地区の平井推進委員さん、よろしくお願いたします。

○栗2（平井秀昌君） 今回、利用権を設定する農地の借手の方は、小右衛門にお住まいの方で、現在、水稻162アール、野菜を約15アール栽培しており、全て良好に管理されております。地域との関係もよく、担い手として幅広く営農活動をされております。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、全体を通じましての質問をお受けをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第81号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第81号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、議案書の24ページから27ページを御覧いただければと思います。申請書番号は、久の2番でございます。設定を受ける農地は、先ほども利用権設定でご説明させていただきましたが、吉羽、青毛、上清久ほか久喜地区内の畑53筆、合計3万2,812.97平米でございます。借手の法人につきましては、菖蒲町小林に事務所を置くJA南彩が100%出資している法人でございまして、平成30年から農作業の受託や農作物の生産、販売などを事業として行っております。現在の耕作面積は、水稻及び野菜を5,020アールということでございます。設定する権利は、賃貸借権の設定でございまして、普通畑6年間を予定しており、賃借料につきましては反当7,000円ということでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

それでは、久喜2番の採決に入ります。

原案に対し異議なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 久喜2番については、全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定をいたします。

◎報告事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第6、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、報告させていただきます。

まず初めが、議案書の29ページでございます。農地法第4条の届出でございます。今月は3件の農地法第4条の届出を受理しておりまして、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の31ページから33ページでございます。こちらは、農地法第5条の届出でございます。今月は9件の農地法第5条の届出を受理しておりまして、こちらにつきましても、いずれも市街化区域内の届出でございます。

続きまして、議案書の35ページでございます。こちらにつきましても、農地法第5条の許可申請取消しについてでございます。今月は農地法第5条の許可の規定による許可の取消願が1件提出されてございます。対象地は、今月の、先ほど5条の許可申請の案件でかけました申請書番号が201529番ということで諮った場所と、その北側の農地でございます。こちらにつきましても、昭和44年に分家住宅として許可を受けておりましたが、その後、居宅を建てる事業計画がなくなり、今回、許可地の一部にこの住宅を建てることとなったため、今回5条許可申請に併せまして取消願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の37ページでございます。こちらにつきましても、農地法第3条の許可申請取下げについてでございます。今月は、取下願が1件提出されてございます。こちらにつきましても、農地法第3条の許可申請書が提出されてございましたが、申請事由後に申請者の計画変更によりまして取下願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の39ページでございます。農地法第3条の3の規定により届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しております。相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の41ページでございます。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は2件の合意解約に係る通知が提出されてございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

◎協議事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第7、協議事項に入ります。

今月は農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関しての意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、本日お配りさせていただいた資料でございまして、農業経営改善計画の認定に係る意見について（照会）というものを御覧いただければと思います。

こちらにつきましては、今、会長のほうからもご説明がございましたとおり、認定農業者を認定するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。

資料1枚目の裏面にございますとおり、今月は江面在住の方から改善計画が提出されてございます。資料のほうにございますとおり、現在、作付面積は132アールでございまして、目標とする営農類型は水稲及び露地野菜によります複合経営でございまして、今後は貸借等によりまして作付面積を310アールまで拡大し、露地野菜につきましては、品種を絞ることによりまして効率化を図り、また販路につきましては、現在農協の直売所だけの販売から近隣スーパー等でも販売することで販路の拡大を図り、売上げの向上を図るということでございます。

年齢は、72歳でございます。

今後は、休耕地の積極的な活用をすることで耕作面積の拡大を図るなど、営農意欲が高く、地域の中心となる担い手として考えられることから、支障のないものと考えてございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） 説明がございました。質問がありましたらお受けをいたします。

木村委員。

○13番（木村 実君） 13番、木村です。この認定農業者の制度なのですが、このフォーマットを見ていただくと分かるように、従来のものと違うのです。今年からこのフォーマットになったということで、実は私も再認定を受けるために手続をしたところですが、1つ、これは久喜市内に全部土地をお持ちの方の認定ですけれども、私どものように白岡と久喜と両方にまたがる場合には、久喜市の認定ではなくて埼玉県認定が必要になるということでございますので、ひとつご承知おきいただければと思います。

それから、もう一つ。これは、前々から私、各機関と議論しているところなのですが、（2）番の収入ですね、年間所得。この年間所得とは何ぞやという議論なのですが、なかなかこの560万というバーがあるわけですが、所得として560万確保するというのは非常に難しいのではないかと考えています。一般のサラリーマンですと、560万のサラリーを受けている方は多々おられると思いますが、農業収入で売上げから原価を引いた、要するに経費を引いたものが560万をキープしてくれと。よって、それを基に認定農業者として、5年後ですけれども、認定するかしないかということになっていますので、これはちょっとバーが高過ぎるのではないですかという意見を、実は昨日、春日部農林振興センターのほうに意見具申をしております。いろいろ意見あると思いますが、560万のバーは高過ぎるという私の意見です。

以上です。

○2番（杉田孝行君） 2番、杉田です。今の木村委員さんが言うとおおり、例えば露地野菜だけの80アールでの560万は難しいです。だから、そこへ施設点検が入っているのだったら、560万はクリアできる可能性もあります。何とも言いませんが。

○13番（木村 実君） それは、だから、売上げというふうな見方をしたほうがいいのではないですかと。

○2番（杉田孝行君） 総売上げだったら分かるのです。

○13番（木村 実君） はい。総売上げ。

○2番（杉田孝行君） 総売上げですよ。

○13番（木村 実君） ええ。という見方をしてくださいというふうにはお願いしてあります。

○2番（杉田孝行君） 経費が大体3割か4割かかりますからね。

○13番（木村 実君） もうちょっとかかるかもしれませんね。

○2番（杉田孝行君） 米と野菜では若干違うけれどもね。

○13番（木村 実君） ええ。

○事務局長（榎本浩二君） 今のお話ですけれども、最終的には市のほうで基本構想というのを取りまとめて、そこに掲げられている所得であったり、年間の労働時間ありますので、今いただいたお話は、県のほうに直接お話しされたというところもありますけれども、私どものほうからも農業振興課のほうに、こういう意見があったということでお伝えしていきたいと思います。

○会長（岩崎長一君） ほかに。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、進まさせていただきます。

それでは、江面在住の農業者の方から提出をされました農業経営改善計画につきましては、今後、経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第8、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様から、これに関して何かございましたらお受けをいたします。

蔵口委員。

○7番（蔵口哲夫君） 3か月前に事務局からいただきました令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価というのがコピーももらって、これをちょっと数字をいろいろ見た結果なのですが、質問の趣旨は、最近、農家の失業者が増えている中で、農業参入法人が増えているという記事がいろいろ見られるわけですが、この中で、このプリントの中では、ここ数年、久喜市には農業参入法人のが成立されていない。3件しかないということで、それは、今現在3件にプラスアルファの話というのはありますか。

○会長（岩崎長一君） 係長。

○係長（大内康範君） 私が知っている限りではないです。もし久喜市に事務所を置いている農地所有適格法人になりますと、通常決算日から3か月以内に農業委員会のほうにその報告をしていただくことになっていますが、その3件以外、なかなか増えていないのが現状でございます。もし法人になるということであれば、うちなり、農業振興課にも相談があるでしょうし、あとは多分県のほうでそういった窓口があるので、県のほうに相談していただいて、それが各市に下りてくるという流れになると思いますが、特に県のほうからも、例えばこういう相談があるという話も受けてはいません。

○7番（蔵口哲夫君） その情報の発信というのは、どんなタイミングで来るのですか。要するに、これから話をまとめようという段階なのか、あるいは決まったということで作られるのか。

○係長（大内康範君） いや、決まったという形では来ないと思います。もうその前の段階で、相談の早い段階で多分

県の農業ビジネス支援課とか、そこら辺からもう来る形にはなっていますが。ただ、実際に私も来た記憶がほぼ経験がないので、ちょっとどの段階というのは定かではないです。

ただし、農地所有適格法人以外にも、通常、法人であると、例えば3条とかで所有権も登記上も移転できるのですが、そうではない貸借だけでやっている農業をメインにした法人はあります。今実際、利用権とかを設定しておりまして、具体的に言うと、すぐこの庁舎の隣に事務所があるのですけれども、そういった形の法人もございます。

以上です。

○7番（蔵口哲夫君） 早い情報が欲しいのだけれども、それはなかなか難しそうですね、というわけでもない。

○係長（大内康範君） そうですね。

○7番（蔵口哲夫君） はい。ちょっと、それを確認いたします。

○会長（岩崎長一君） ほかに。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時41分

○会長（岩崎長一君） 以上をもちまして本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和2年12月25日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 吉 岡 憲 一

署 名 委 員 稲 生 裕